

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北野会（以下「本会」という。）の定款第八条及び、第二一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 役員等には、日給 10,000 円を支給する。ただし、4 時間未満の場合はその半額を支給する。上記金額は、源泉徴収を行ったあとの金額であることとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、その職務のため、外部研修等へ出席したときは、費用を弁償する。

- 2 交通費の実費及びその他法人業務を行った場合に通信運搬費、手数料、雑費等の諸経費の支出があった場合はその用途を明記した領収書等をもって実費を支払うことができる。
- 3 職員を兼ねる理事には費用弁償を支給しない。

(費用弁償の支払方法)

第4条 費用弁償は通貨をもって本人に支払う。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。